

表1 環境基準の達成状況

(1) 河川49水域におけるBODの環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度					
木曽川 水域	木曽川中流	A	○	○	○	矢作川 水域	矢作川上流(1)	AA	×	○	×					
	木曽川下流	A	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○					
庄内川等 水域	日光川	D	○	○	○		矢作川下流	A	○	○	○					
	新川下流	D	○	○	○		巴川	A	○	○	○					
	五条川下流	D	○	○	○		乙川上流	A	○	○	○					
	庄内川中流(1)	A	○	○	○		乙川下流	A	○	○	○					
	庄内川中流(2)	C	○	○	○		鹿乗川	C	○	○	○					
	庄内川下流	C	○	○	○		矢作古川	B	○	○	○					
	矢田川上流	D	○	○	○		介木川	AA	○	○	○					
	矢田川下流	C	○	○	○		男川	A	○	○	○					
	荒子川	E	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	AA	○	○	○					
名古屋市 内水域	中川運河	E	○	×	○		木瀬川及び 犬伏川下流	AA	○	○	○					
	堀川	D	○	○	○	豊川等 水域	豊川上流	AA	○	○	○					
	山崎川	D	○	○	○		豊川中流	A	○	○	○					
	天白川	C	○	○	○		豊川下流	A	○	○	○					
	境川上流	B	×	○	○		宇連川	AA	○	○	○					
境川等 水域	境川下流	B	○	○	○		豊川放水路	B	○	○	○					
	逢妻川上流	C	○	○	○		音羽川	B	○	○	○					
	逢妻川下流	B	○	○	○		佐奈川	C	○	○	○					
	猿渡川	C	○	○	○		梅田川	C	○	○	○					
	稗田川	C	○	○	○		汐川	D	○	○	○					
	高浜川	C	○	○	○	天竜川 水域	'22年度環境基準達成率：47/49×100=96%									
	新川	C	○	○	○		'23年度環境基準達成率：48/49×100=98%									
	長田川	B	○	○	○		'24年度環境基準達成率：48/49×100=98%									
	半場川	C	○	○	○											
	朝鮮川	B	○	○	○											
	阿久比川	C	○	○	○											

類型区分	環境基準値 (BOD75%水質値)	類型区分	環境基準値 (BOD75%水質値)
AA	1 mg/L 以下	C	5 mg/L 以下
A	2 mg/L 以下	D	8 mg/L 以下
B	3 mg/L 以下	E	10 mg/L 以下

(2) 河川 27 地点における大腸菌数の環境基準達成状況

水域区分	水域名	基準点	類型	’22年度	’23年度	’24年度
木曽川水域	木曽川中流	犬山橋	A	○	○	○
	木曽川下流	濃尾大橋	A	○	○	○
庄内川等水域	庄内川中流(1)	城嶺橋	A	×	×	×
境川等水域	境川上流	新境橋	B	×	×	×
	境川下流	境川境大橋	B	○	○	×
	逢妻川下流	市原橋	B	×	×	×
	長田川	潭水橋	B	○	×	×
	朝鮮川	坂下小橋	B	○	×	○
矢作川水域	矢作川上流(1)	矢作ダム	AA	○	○	×
	矢作川上流	明治用水頭首工	A	○	○	○
	矢作川下流	岩津天神橋	A	○	○	○
		米津大橋		○	○	○
	巴川	細川頭首工	A	○	○	○
	乙川上流	岡崎市上水道取入口	A	○	○	○
	乙川下流	占部用水取入口（六名）	A	×	×	×
	矢作古川	古川頭首工	B	○	○	○
	介木川	小渡新橋	AA	×	×	×
	男川	学校橋	A	○	○	○
	雨山川及び乙女川下流	ツノジ橋	AA	×	×	×
	木瀬川及び犬伏川下流	堀越橋	AA	×	×	×
豊川等水域	豊川上流	長篠橋	AA	×	×	×
	豊川中流	江島橋	A	○	○	○
	豊川下流	吉田大橋	A	○	×	○
	宇連川	鳳来橋	AA	×	×	×
	豊川放水路	小坂井大橋	B	○	○	○
	音羽川	剣橋	B	×	○	○
天竜川水域	大千瀬川	常盤橋	AA	×	×	×
’22 年度環境基準達成率 : 16/27 × 100 = 59%						
’23 年度環境基準達成率 : 14/27 × 100 = 52%						
’24 年度環境基準達成率 : 14/27 × 100 = 52%						

類型区分	AA	A	B
環境基準値（大腸菌数 90%水質値）	20 CFU/100mL 以下	300 CFU/100mL 以下	1,000 CFU/100mL 以下

(3) 河川 42 水域における全亜鉛の環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	矢作川 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
庄内川等 水域	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	×	×		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
	矢田川	生物B	○	○	○		男川	生物B	○	○	○
名古屋市内 水域	荒子川	生物B	○	○	○	豊川等 水域	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	×	×	○		木瀬川及び 犬伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	×		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
	天白川	生物B	○	○	○		宇連川(ア)	生物A	○	○	○
境川等 水域	境川	生物B	○	○	×	天竜川水域	宇連川(イ)	生物B	○	○	○
	逢妻川	生物B	×	×	×		豊川放水路	生物B	○	○	○
	猿渡川	生物B	○	○	○		音羽川	生物B	○	○	○
	稗田川	生物B	○	○	○		佐奈川	生物B	○	○	○
	高浜川	生物B	○	○	○		梅田川	生物B	○	○	○
	新川	生物B	○	○	×		汐川	生物B	○	○	○
	長田川	生物B	×	×	×		大千瀬川	生物A	○	○	○
	半場川	生物B	○	○	○	'22 年度環境基準達成率 : 39/42×100=93%					
	朝鮮川	生物B	○	○	○	'23 年度環境基準達成率 : 38/42×100=90%					
	阿久比川	生物B	○	○	○	'24 年度環境基準達成率 : 36/42×100=86%					
矢作川 水域	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	類型区分	環境基準値 (全亜鉛平均値)				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.03 mg/L 以下				
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.03 mg/L 以下				

(4) 河川 42 水域におけるノニルフェノールの環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	矢作川 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
庄内川等 水域	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
	矢田川	生物B	○	○	○		男川	生物B	○	○	○
名古屋市内 水域	荒子川	生物B	○	○	○	豊川等 水域	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	○		木瀬川及び 犬伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
	天白川	生物B	○	○	○		宇連川(ア)	生物A	○	○	○
境川等 水域	境川	生物B	○	○	○		宇連川(イ)	生物B	○	○	○
	逢妻川	生物B	○	○	○		豊川放水路	生物B	○	○	○
	猿渡川	生物B	○	○	○		音羽川	生物B	○	○	○
	稗田川	生物B	○	○	○		佐奈川	生物B	○	○	○
	高浜川	生物B	○	○	○		梅田川	生物B	○	○	○
	新川	生物B	○	○	○		汐川	生物B	○	○	○
	長田川	生物B	○	○	○		天竜川水域	大千瀬川	生物A	○	○
	半場川	生物B	○	○	○		'22 年度環境基準達成率 : 42/42 × 100=100%				
	朝鮮川	生物B	○	○	○		'23 年度環境基準達成率 : 42/42 × 100=100%				
	阿久比川	生物B	○	○	○		'24 年度環境基準達成率 : 42/42 × 100=100%				
矢作川 水域	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	類型区分	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.001 mg/L 以下				
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.002 mg/L 以下				

(5) 河川 42 水域における LAS の環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	矢作川 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
庄内川等 水域	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
	矢田川	生物B	○	○	○		男川	生物B	○	○	○
名古屋市内 水域	荒子川	生物B	○	○	○	豊川等 水域	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	○		木瀬川及び 犬伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
	天白川	生物B	○	○	○		宇連川(ア)	生物A	○	○	○
境川等 水域	境川	生物B	○	○	○		宇連川(イ)	生物B	○	○	○
	逢妻川	生物B	○	○	○		豊川放水路	生物B	○	○	○
	猿渡川	生物B	○	○	○		音羽川	生物B	○	○	○
	稗田川	生物B	○	○	○		佐奈川	生物B	○	○	○
	高浜川	生物B	○	○	○		梅田川	生物B	○	○	○
矢作川 水域	新川	生物B	○	○	○		汐川	生物B	○	○	○
	長田川	生物B	○	○	○	天竜川 水域	天竜川	大千瀬川	生物A	○	○
	半場川	生物B	○	○	○		'22年度環境基準達成率 : 42/42×100=100%				
	朝鮮川	生物B	○	○	○		'23年度環境基準達成率 : 42/42×100=100%				
	阿久比川	生物B	○	○	○		'24年度環境基準達成率 : 42/42×100=100%				
矢作川 水域	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	類型区分	環境基準値 (LAS 平均値)				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.03 mg/L 以下				
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.05 mg/L 以下				

(6) 湖沼 1 水域における COD の環境基準達成状況

水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	環境基準値 (COD75%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×	
COD75%水質値(mg/L)	7.3	7.0	8.2		5 mg/L 以下

(7) 湖沼 1 水域 (水生生物の保全に係る環境基準項目)

水域名	項目	類型	環境基準値 (平均値)	'22年度	'23年度	'24年度
油ヶ淵	全亜鉛	生物B	0.03 mg/L 以下	○	○	○
	ノニルフェノール	生物B	0.002 mg/L 以下	○	○	○
	LAS	生物B	0.05 mg/L 以下	○	○	○

(8) 海域 11 水域における COD の環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	'22年度環境基準達成率 : 5/11×100=45%	
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○	'23年度環境基準達成率 : 5/11×100=45%	
	名古屋港(乙)	B	×	×	×	'24年度環境基準達成率 : 5/11×100=45%	
	常滑地先海域	B	×	×	×	類型区分	環境基準値 (COD 75% 水質値)
	伊勢湾	A	×	×	×	A	2 mg/L 以下
衣浦湾	衣浦港	C	○	○	○	B	3 mg/L 以下
	衣浦港南部	C	○	○	○	C	8 mg/L 以下
	衣浦湾	A	×	×	×		
渥美湾	蒲郡地先海域	C	○	○	○		
	神野・田原地先海域	C	○	○	○		
	渥美湾(甲)	B	×	×	×		
	渥美湾(乙)	A	×	×	×		

(9) 海域 6 水域における全窒素の環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	'22年度環境基準達成率 : 6/6×100=100%	
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	'23年度環境基準達成率 : 6/6×100=100%	
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○	'24年度環境基準達成率 : 6/6×100=100%	
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○	類型区分	環境基準値 (全窒素平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	II	0.3 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○	III	0.6 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	○	○	○	IV	1 mg/L 以下

(10) 海域 6 水域における全りんの環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	'22年度環境基準達成率 : 5/6×100=83%	
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	'23年度環境基準達成率 : 5/6×100=83%	
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○	'24年度環境基準達成率 : 5/6×100=83%	
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○	類型区分	環境基準値 (全磷平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	II	0.03 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○	III	0.05 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×	IV	0.09 mg/L 以下

(11) 海域9水域における全亜鉛の環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	'22年度環境基準達成率 : 9/9×100=100%	
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	'23年度環境基準達成率 : 9/9×100=100%	
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	×	'24年度環境基準達成率 : 8/9×100=89%	
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	類型区分	環境基準値（全亜鉛平均値）
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	特A	0.01mg/L以下
三河湾	三河湾(イ)	A	○	○	○	A	0.02mg/L以下
	三河湾(ロ)	特A	○	○	○		
	三河湾(ハ)	特A	○	○	○		
	三河湾(ニ)	A	○	○	○		
	三河湾(ホ)	特A	○	○	○		

(12) 海域9水域におけるノニルフェノールの環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	'22年度環境基準達成率 : 9/9×100=100%	
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	'23年度環境基準達成率 : 9/9×100=100%	
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○	'24年度環境基準達成率 : 9/9×100=100%	
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	類型区分	環境基準値（ノニルフェノール平均値）
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	特A	0.0007mg/L以下
三河湾	三河湾(イ)	A	○	○	○	A	0.001mg/L以下
	三河湾(ロ)	特A	○	○	○		
	三河湾(ハ)	特A	○	○	○		
	三河湾(ニ)	A	○	○	○		
	三河湾(ホ)	特A	○	○	○		

(13) 海域9水域におけるLASの環境基準達成状況

水域区分	水域名	類型	'22年度	'23年度	'24年度	'22年度環境基準達成率 : 9/9×100=100%	
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	'23年度環境基準達成率 : 9/9×100=100%	
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○	'24年度環境基準達成率 : 9/9×100=100%	
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	類型区分	環境基準値（L A S 平均値）
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	特A	0.006mg/L以下
三河湾	三河湾(イ)	A	○	○	○	A	0.01mg/L以下
	三河湾(ロ)	特A	○	○	○		
	三河湾(ハ)	特A	○	○	○		
	三河湾(ニ)	A	○	○	○		
	三河湾(ホ)	特A	○	○	○		

表2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水道 1 級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 - 〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(注) LAS : 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 3 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100mL 以下とする。
- 4 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000 CFU/100mL 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300 CFU/100mL 以下とする。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　　〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　　〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。) 水産1種及びIII以下の欄の掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

- (注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

ウ 海 域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大 脳 菌 数	n - ヘ キ サ ナ 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。
- 3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 硝 素	全 り ん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産 1 種及びⅢ以下の欄の掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産 3 種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考

1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

〃 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

〃 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(注) LAS : 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表3 底質の暫定除去基準

項 目	水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）
水 銀	<p>河川・湖沼 : 25 ppm 以上</p> <p>海域 : 総水銀含有量 10 ppm 以上のものについて溶出試験を行い、次式により算出した値 (C) 以上</p> $C=0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S) \text{ (ppm)}$ <p>$\Delta H =$ 平均潮差(m)、 $J =$ 溶出率、 $S =$ 安全率</p> <p>(例えば、 $\Delta H=2.37 \text{ m}$ (三河湾)、 $J=3 \times 10^{-4}$、 $S=100$ とすると、 $C=14 \text{ ppm}$ となる)</p> <p>(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。</p> $\Delta H = \text{副振動の平均振幅(m)} \times (12 \times 60 \text{ (分)} / \text{平均周期 (分)})$ <p>(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。</p> <p>(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、当該の食習慣等の特殊事情に応じて安全率をさらに見込むことは差し支えない。</p> <p>1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。</p> <p>2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取魚介類（エビ、カニ、ジャコ、ナマコ、ボラ、巻き貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね 1/2 以下である水域においては、50 とする。</p> <p>3) 2) の割合がおおむね 1/2 を超える水域においては、100 とする。</p>
P C B	10 ppm 以上

表4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

表5 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

媒体	基準値
水 質 （水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 2 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 3 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 4 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（1）

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

1 河川

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期	備考
木曽川水域	木曽川中流	落合ダムから犬山頭首工まで	A	ロ	昭和45年9月1日 開議決定
	木曽川下流	犬山頭首工より下流	A	イ	平成14年7月15日 環境省告示 (昭和45年9月1日 開議決定)
庄内川等水域	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	A	イ	令和2年3月31日 愛知県告示 (平成12年3月31日 愛知県告示) (昭和61年3月31日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 開議決定)
	庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	C	イ	令和2年3月31日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 開議決定)
	庄内川下流	水分橋より下流	C	イ	令和2年3月31日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 開議決定)
	矢田川上流	大森橋より上流	D	イ	令和2年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 開議決定)
	矢田川下流	大森橋より下流	C	イ	令和2年3月31日 愛知県告示 (平成17年3月25日 愛知県告示) (平成8年3月29日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 開議決定)
	五条川下流	待合橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 開議決定)
	新川下流	新橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示
	日光川	全域	D	イ	(昭和46年5月25日 開議決定)
名古屋市内水域	荒子川	全域	E	イ	
	中川運河	全域	E	イ	平成9年3月31日 愛知県告示
	堀川	全域	D	イ	(昭和45年9月1日 開議決定)
	山崎川	全域	D	イ	
	天白川	全域	C	イ	
境川等水域	境川上流	新境橋より上流	B	ロ	平成31年3月29日 愛知県告示
	境川下流	新境橋より下流	B	イ	(昭和45年9月1日 開議決定)
	逢妻川上流	境大橋より上流	C	イ	
	逢妻川下流	境大橋より下流	B	イ	平成31年3月29日 愛知県告示 (平成10年3月30日 愛知県告示) (昭和45年9月1日 開議決定)
	猿渡川	全域	C	イ	平成31年3月29日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 開議決定)
	朝鮮川	全域	B	イ	平成31年3月29日 愛知県告示 (平成10年3月30日 愛知県告示) (昭和45年9月1日 開議決定)
	半場川	全域	C	イ	
	長田川	全域	B	イ	平成31年3月29日 愛知県告示
	稗田川	全域	C	イ	(昭和45年9月1日 開議決定)
	高浜川	全域	C	イ	
矢作川水域	新川	全域	C	イ	
	阿久比川	全域	C	イ	平成31年3月29日 愛知県告示 (昭和47年3月31日 愛知県告示)
	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	AA	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工まで	A	イ	昭和45年9月1日 開議決定
	矢作川下流	明治用水頭首工より下流	A	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 開議決定)
	乙川上流	岡崎市取水口より上流	A	イ	昭和45年9月1日 開議決定
	乙川下流	岡崎市取水口より下流	A	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (平成12年3月31日 愛知県告示) (昭和45年9月1日 開議決定)
	巴川	全域	A	イ	昭和45年9月1日 開議決定
	矢作古川	全域	B	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和48年3月30日 愛知県告示)
	鹿乗川	全域	C	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和50年3月31日 愛知県告示)
豊川等水域	介木川	全域	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示)
	男川	全域	A	イ	平成8年3月29日 愛知県告示
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示)
	木瀬川及び大伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の大伏川	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (平成11年3月31日 愛知県告示)
	豊川上流	宇連川合流点より上流	AA	イ	昭和46年5月25日 開議決定
	豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 開議決定)
	豊川下流	下条上水道取水地点より下流	A	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (平成11年3月31日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 開議決定)
天竜川水域	宇連川	全域	AA	イ	昭和46年5月25日 開議決定
	豊川放水路	全域	B	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (平成11年3月31日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 開議決定)
	梅田川	静岡県に属する水域を除く	C	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和50年3月31日 愛知県告示)
	音羽川	全域	B	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (平成11年3月31日 愛知県告示)
	佐奈川	全域	C	イ	(昭和62年3月30日 愛知県告示)
	汐川	全域	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和62年3月30日 愛知県告示)
	天竜川水域	大千瀬川	AA	イ	令和2年3月31日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示)

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	B	イ	昭和45年9月1日 開議決定

3 海域

水域区分	水域名	範囲	該当類	達成期	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	別記1の水域	C	ハ	平成14年3月29日 環境省告示 (昭和46年5月25日 開議決定)
	名古屋港(乙)	別記2の水域	B	ロ	昭和46年5月25日 開議決定
	常滑地先海域	別記3の水域	B	ロ	
衣浦湾水域	伊勢湾	別記4の水域	A	イ	平成14年3月29日 環境省告示 (昭和46年5月25日 開議決定)
	衣浦港	別記5の水域	C	ロ	昭和45年9月1日 開議決定
	衣浦港南部	別記6の水域	C	ロ	
渥美湾水域	衣浦湾	別記7の水域	A	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
	蒲郡地先海域	別記8の水域	C	ロ	
	神野・田原地先海域	別記9の水域	C	ロ	
	渥美湾(甲)	別記10の水域	B	イ	
	渥美湾(乙)	別記11の水域	A	イ	昭和46年5月25日 開議決定

(別記)

1. 木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1灯標（北緯34度58分6秒、東経136度47分55秒）を結ぶ線、同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2. 木曾川左岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線、同地点と外港第1航路伊勢湾燈標を結ぶ線、同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの
3. 矢田川河口右岸から美浜町稻早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって、陸岸から1,000m以内の部
4. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)、名古屋港(乙)、常滑地先海域、四日市港(甲)、四日市港(乙)、四日市・鈴鹿地先海域(甲)、四日市・鈴鹿地先海域(乙)、津・松阪地先海域及び伊勢地先海域に係る部分を除いたもの。（四日市港(甲)、四日市港(乙)、四日市・鈴鹿地先海域(甲)及び四日市・鈴鹿地先海域(乙)の水域の範囲は、昭和45年9月1日に開議決定された「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」における別記に掲げる水域のとおりとする）
5. 衣浦大橋より湾奥の衣浦港
6. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦大橋から湾奥の海域を除く。
7. 西尾市吉良町蛭子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線、同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。
8. 中川河口左岸と同地点から南東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線、同地点と中央埠頭東南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
9. 豊川河口左岸と同地点から西南西4,500mの地点を結ぶ線、同地点から南3,500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線、同地点と田原市白谷基標（北緯34度41分9秒、東経137度14分30秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
10. 三河港々湾区域であって、蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの
11. 西尾市吉良町蛭子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって、蒲郡地先海域、神野・田原地先海域及び渥美湾(甲)に係る部分を除いたもの

(注1) 達成期間の欄の記号の内容については、次のとおりである。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
3. 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2) 2025年3月末現在

表7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（2）

全窒素及び全りんに係る水質環境基準の水域類型指定

海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記1の水域	IV	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示 (平成8年2月27日 環境省告示)
	伊勢湾(ハ)	別記2の水域	III	直ちに達成。	
	伊勢湾(ニ)	別記3の水域	II	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の水域	IV	5年以内で可及的 速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記5の水域	III	直ちに達成。	平成17年3月25日 愛知県告示 (平成7年10月11日 愛知県告示)
	三河湾(ハ)	別記6の水域	II	5年以内で可及的 速やかに達成。	

(別記)

1. 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
2. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
3. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
4. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
5. 三河港港湾区域の海域
6. 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

(注) 2025年3月末現在

表8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（3）

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

1 河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川（2）	中濃大橋より下流に限る。	生物B	直ちに達成	平成21年11月30日 環境省告示
庄内川等 水域	日光川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	新川下流	新橋より下流	生物B	直ちに達成	
	五条川下流	待合橋より下流	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	庄内川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢田川	全域	生物B	直ちに達成	
名古屋市内 水域	荒子川	全域	生物B	直ちに達成	
	中川運河	全域	生物B	直ちに達成	
	堀川	全域	生物B	直ちに達成	
	山崎川	全域	生物B	直ちに達成	
	天白川	全域	生物B	直ちに達成	
境川等水域	境川	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	逢妻川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	猿渡川	全域	生物B	直ちに達成	
	稗田川	全域	生物B	直ちに達成	
	高浜川	全域	生物B	直ちに達成	
	新川	全域	生物B	直ちに達成	
	長田川	全域	生物B	直ちに達成	
	半場川	全域	生物B	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	生物B	5年以内で可及的速 やかに達成	
	阿久比川	全域	生物B	直ちに達成	

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
矢作川水域	矢作川（ア）	矢作ダムより上流	生物A	直ちに達成	平成21年3月27日 愛知県告示
	矢作川（イ）	矢作ダムより下流	生物B	直ちに達成	
	巴川	全域	生物B	直ちに達成	
	乙川（ア）	乙川天神橋より上流	生物A	直ちに達成	
	乙川（イ）	乙川天神橋より下流	生物B	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物B	直ちに達成	
	介木川	全域	生物A	直ちに達成	
	男川	全域	生物B	直ちに達成	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成	
	木瀬川及び犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川	生物B	直ちに達成	
豊川等水域	豊川(ア)	布里堰堤より上流	生物A	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	豊川(イ)	布里堰堤より下流	生物B	直ちに達成	
	宇連川(ア)	養乙女橋より上流	生物A	直ちに達成	
	宇連川(イ)	養乙女橋より下流	生物B	直ちに達成	
	豊川放水路	全域	生物B	直ちに達成	
	音羽川	全域	生物B	直ちに達成	
	佐奈川	全域	生物B	5年以内で可及的速やかに達成	
	梅田川	静岡県に属する水域を除く。	生物B	直ちに達成	
	汐川	全域	生物B	直ちに達成	
天竜川水域	大千瀬川	静岡県境より上流	生物A	直ちに達成	

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示

3 海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	伊勢湾（イ）～（ト）を除く全域（三河湾を除く）	生物A	直ちに達成。	平成24年11月2日 環境省告示
	伊勢湾（イ）	藤前干潟（別記1）	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾（ハ）	知多半島北部の浅場（別記2）	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾（ホ）	知多半島南部の浅場（別記3）	生物特A	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾（イ）	別記4の海域	生物A	直ちに達成。	令和4年3月29日 愛知県告示
	三河湾（ロ）	別記5の海域	生物特A	直ちに達成。	
	三河湾（ハ）	別記6の海域	生物特A	直ちに達成。	
	三河湾（ニ）	別記7の海域	生物A	直ちに達成。	
	三河湾（ホ）	別記8の海域	生物特A	直ちに達成。	

(別記)

- 愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 富具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点（北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒）を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港（小鈴谷地区）北防波堤先端と同港（小鈴谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（大谷地区）北防波堤先端と同港（大谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、苅屋漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤（りんくう町）先端と同港南防波堤（保示町）先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港湾部南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港（榎戸地区）西防波堤先端と同港（榎戸地区）北防波堤先端を結ぶ線、同港（榎戸地区）北防波堤先端と同港（榎戸地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（蒲池地区）北防波堤先端と同港（蒲池地区）南防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点（北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒）と同地点から西方2,500mの地点（北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒）を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）
- 伊良湖岬と同地点から南南西1,750mの地点（北緯34度33分51秒、東経137度00分33秒）を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港（小佐地区）西防波堤先端と同港（小佐地区）東防波堤先端を結ぶ線、同港（豊浜地区）西防波堤先端と同港（豊浜地区）南知多町豊浜造船所北西端の陸地の地点を結ぶ線、同港（中州地区）西防波堤先端と同港（中州地区）東防波堤先端を結ぶ線、山海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、富具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点（北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東8,500mの地点（北緯34度42分57秒、東経136度53分27秒）を結ぶ水深10mの等深線、同地点と同地点から南方12,500mの地点（北緯34度36分11秒、東経136度53分30秒）を結ぶ線、同地点を基点とする水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港埋立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）

4. 碧南市港南町の陸地の地点（北緯34度49分21秒、東経136度57分51秒）と同地点から南東9,440mの地点（北緯34度44分40秒、東経137度00分16秒）を結ぶ水深5mの等深線、同地点と同地点から西南西1,750mの地点（北緯34度44分15秒、東経136度59分15秒）を結ぶ線、同地点と同地点から西北西3,150mの地点（北緯34度44分30秒、東経136度57分28秒）を結ぶ線、同地点と衣浦港西防波堤西端の陸地の地点を結ぶ水深5mの等深線及び陸岸により囲まれた海域
5. 豊橋市神野新田町の陸地の地点（北緯34度44分54秒、東経137度19分14秒）と同市神野西町神野西ふ頭北東端を結ぶ線、同ふ頭北西端と同地点から北方600mの地点（北緯34度44分45秒、東経137度18分29秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北西7,930mの地点（北緯34度47分56秒、東経137度14分59秒）を結ぶ水深5mの等深線、同地点と同地点から南南西2,210mの地点（北緯34度46分54秒、東経137度14分19秒）を結ぶ線、同地点と同地点から西方2,140mの地点（北緯34度46分60秒、東経137度12分54秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北北西2,320mの地点（北緯34度48分06秒、東経137度12分08秒）を結ぶ線、同地点と蒲郡市御前崎を結ぶ水深5mの等深線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、御馬魚港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、三谷魚港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、形原魚港北防波堤先端と同港離岸堤北端を結ぶ線、同港離岸堤南端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。
6. 蒲郡市御前崎と同地点から西南西8,590mの地点（北緯34度43分49秒、東経137度05分39秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南西2,910mの地点（北緯34度42分29秒、東経137度04分36秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南方3,030mの地点（北緯34度40分53秒、東経137度04分43秒）を結ぶ線、同地点と同地点から東南東3,510mの地点（北緯34度40分01秒、東経137度06分45秒）を結ぶ線、同地点と同地点から東方4,600mの地点（北緯34度40分04秒、東経137度09分45秒）を結ぶ線、同地点と田原市白浜一号北西端の地点を結ぶ線、同市伊良湖岬から知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端から同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、三河湾（イ）に係る部分並びに倉舞港南防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、知柄漁港南防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、東幡豆港（洲崎地区）東防波堤先端と同港（洲崎地区）西防波堤先端を結ぶ線、同港（中柴地区）南防波堤先端と同港（桑畑地区）南防波堤先端を結ぶ線、西幡豆漁港（西幡豆地区）東防波堤先端と同港（西幡豆地区）西防波堤先端を結ぶ線、同港（鳥羽地区）東防波堤先端と同港（鳥羽地区）西防波堤先端を結ぶ線、宮崎漁港東防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、吉田港東側南防波堤先端と同港東側離岸堤南端を結ぶ線、同港東側離岸堤北端と西尾市吉良町白浜新田の陸地の地点（北緯34度47分01秒、東経137度04分53秒）を結ぶ線、衣崎漁港（生田地区）南防波堤先端と同港（生田地区）北防波堤先端を結ぶ線、一色漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、味沢漁港南防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、栄生漁港南護岸北西端の陸地の地点と同港北護岸南西端の陸地の地点を結ぶ線、寺津漁港南防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、河和港南防波堤先端と同港南導流堤先端を結ぶ線、河和漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、豊丘漁港南防波堤先端と同港南導流堤先端を結ぶ線、大井漁港南側西防波堤先端と同港北側西防波堤先端を結ぶ線、師崎漁港（片名地区）南防波堤先端と同港（片名地区）北側東防波堤先端を結ぶ線、同港（師崎地区）北側東防波堤先端と同港（師崎地区）北側西防波堤先端を結ぶ線、同港（師崎地区）南側東防波堤先端と同港（師崎地区）東離岸堤東端を結ぶ線、同港（師崎地区）東離岸堤西端と同港（師崎地区）西離岸堤東端を結ぶ線、同港（師崎地区）西離岸堤南端と師崎港南側東防波堤先端を結ぶ線、佐久島漁港（西ノ浜地区）南防波堤先端と同港（西ノ浜地区）北側西防波堤先端を結ぶ線、同港（太井ノ浦地区）東防波堤先端と同港（太井ノ浦地区）西防波堤先端を結ぶ線、同港（入ヶ浦地区）北防波堤先端と同港（入ヶ浦地区）南防波堤先端を結ぶ線、日間賀漁港（久瀬地区）防波堤と同港（新井浜地区）防波堤先端を結ぶ線、同港（西浜地区）北防波堤先端と同港（西浜地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（小戸浜地区）東防波堤先端と同港（小戸浜地区）西防波堤先端を結ぶ線、伊良湖港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、福江漁港西側北東端の陸地の地点と同港離岸堤北端を結ぶ線、同港離岸堤南端と同港南側北東端の陸地の地点を結ぶ線、福江港（向山地区）北防波堤先端と同港（古田地区）北防波堤先端を結ぶ線、同港（折立地区）南防波堤先端と同港（折立地区）北防波堤先端を結ぶ線、伊川津漁港北側南西端の陸地の地点と同港南側北西端の陸地の地点、泉港東防波堤先端と同港北離岸堤東端を結ぶ線、同港北離岸堤西端と同港西防波堤先端を結ぶ線、宇津江漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、馬草港東導流堤先端と同港西導流堤先端を結ぶ線、姫島漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。
7. 西尾市蛭子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、三河湾（ロ）、三河湾（ハ）及び三河湾（ホ）に係る部分を除く。
8. 田原市緑が浜南東端の陸地の地点と豊橋市杉山町中藻の西端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

(注) 2025年3月末現在

表9 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（4）

底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型指定

海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾（全域。ただし、名古屋港及び伊勢湾央部に係る部分を除く。）	別記1の水域	生物1	—	令和4年12月20日 環境省告示
	名古屋港	別記2の水域	生物2	—	
	伊勢湾央部	別記3の水域	生物3	—	

(別記)

1. 羽豆岬（北緯34度41分42秒、東経136度58分20秒）から篠島北端（北緯34度41分8秒、東経137度0分30秒）まで引いた線、同島南端（北緯34度39分59秒、東経137度0分20秒）から伊良湖岬（北緯34度34分48秒、東経137度0分55秒）まで引いた線、同地点から大王崎（北緯34度16分42秒、東経136度54分7秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港及び伊勢湾央部に係る部分を除いたもの
2. 高潮防波堤（鍋田堤）の南東端（北緯35度0分43秒、東経136度47分51秒）と高潮防波堤（中央堤）の北西端（北緯35度0分34秒、東経136度48分6秒）を結ぶ線、高潮防波堤（中央堤）の南東端（北緯34度59分51秒、東経136度49分12秒）と高潮防波堤（知多堤）の北西端（北緯34度59分38秒、東経136度49分32秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
3. 名古屋港南5区埋立地西端（北緯34度57分17秒、東経136度48分40秒）から南西方5,500mの地点（北緯34度55分28秒、東経136度45分49秒。以下「B点」という。）とB点から南方13,120mの地点（北緯34度48分24秒、東経136度46分38秒）を結ぶ水深25mの等深線、同地点から南方5,310mの地点（北緯34度45分32秒、東経136度46分44秒）を結ぶ線、同地点から南南東方9,140mの地点（北緯34度41分6秒、東経136度49分23秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点から西南西方4,750mの地点（北緯34度39分49秒、東経136度46分42秒）を結ぶ線、同地点から南西方4,000mの地点（北緯34度38分17秒、東経136度44分50秒）を結ぶ線及び同地点とB点を結ぶ水深25mの等深線により囲まれた海域

(注) 2025年3月末現在

表10 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

		物質又は項目名	規制時期	根 拠	適用対象
濃度規制	有害物質	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀	1971. 6. 24	水質汚濁防止法	全ての特定事業場
		P C B	1975. 3. 1	水質汚濁防止法	
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	1989. 10. 1	水質汚濁防止法	
		ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタンほか10物質	1994. 2. 1	水質汚濁防止法	
		ほう素、ふつ素、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2001. 7. 1	水質汚濁防止法	
	生活環境項目	1, 4-ジオキサン	2012. 5. 25	水質汚濁防止法	日平均排水量が50m ³ 以上である特定事業場 日平均排水量が50m ³ 又は20m ³ 以上である特定事業場（特定施設の設置時期、水域、業種等により異なる。）
		p H、B O D、C O D、S S、油分（鉱油類、動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、大腸菌群数	1971. 6. 24 1972. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	
		窒素、燐	1985. 7. 15 1993. 10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	
		C O D、窒素、りん（窒素、りんは第5次総量規制から適用）	1980. 7. 1 1987. 7. 1 1991. 7. 1 1996. 9. 1 2002. 10. 1 2007. 9. 1 2012. 5. 1 2017. 9. 1 2022. 11. 1 2024. 9. 1	水質汚濁防止法	指定地域内の特定事業場で日平均排水量が50m ³ 以上であるもの（指定地域内事業場） (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制) (第7次総量規制) (第8次総量規制) (第9次総量規制) (第9次総量規制の一部改正)
		C O D、窒素、りん（窒素、りんは2003. 10. 1から適用）	1981. 2. 3 2003. 10. 1	小規模事業場等排水対策指導要領	

(注1) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

(注2) 指定地域：愛知県では、北設楽郡の一部と渥美半島の太平洋側の一部を除くほぼ全域

(注3) 2025年3月末現在

(資料) 環境局作成

表11 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水 域	所 管	業種別内訳(件)																		事 業 場 数(件)	
		畜産農業	食料品製造業	織維工業	木製品製造業	パルプ・紙製造業	化学校業	窯業	鉄鋼業	機械金属製造	浄水施設	旅館業	飲食店業	洗たく業	病院	車両洗浄施設	自動洗浄施設式	試験研究機関	ごみ処理場	下し水尿道処理未施設場及び	その他の
木曽川	愛知県一宮市	30	10	00	00	10	00	20	00	20	20	110	20	30	10	30	10	10	190	00	524
名古屋港・庄内川等	愛知県名古屋市	850	2718	182	121	30	324	2450	100	2500	50	367	83	202	90	6540	340	100	8540	1530	3,297
	名古屋市	3	23	330	00	10	13	00	00	140	00	12	15	46	10	1140	50	20	370	100	206
	春日井市	1	17	23	20	52	12	00	630	30	14	25	40	20	940	120	1130	170	1130	170	426
名古屋市内	愛知県名古屋市	21	46	05	00	01	05	23	05	1531	11	69	30	90	012	3653	412	01	5218	413	138
衣浦湾・境川等	愛知県名古屋市	1770	1720	70	40	20	330	41	40	2790	40	247	56	125	100	3660	310	60	3410	930	1,998
	岡崎市	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	10	00	10	00	00	00	00	00	00	40
	豊田市	88	80	00	00	10	00	20	00	460	00	13	10	15	10	750	30	00	680	90	259
	岡崎市	777	3714	54	01	11	11	11	430	141	42	44	11	32	30	930	20	1	750	80	446
矢作川	岡崎市	726	3535	00	00	06	51	00	370	40	91	37	25	10	101	60	20	630	70	359	
渥美湾・豊川等	愛知県豊橋市	382129	14558	152	43	01	50	824	51	7437	20	2130	40	102	3667	1857	230	40	1210	430	1,394
	岡崎市	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
天竜川	愛知県	11	70	00	00	00	06	00	00	00	00	220	00	00	00	10	01	1	50	00	43
小計	愛知県名古屋市	7271	63714	47	201	71	749	33212	205	66364	151	91016	1951	47335	262	1,3382	950	233	1,46755	30123	7,368
	豊橋市	129	58	23	11	52	24	13	1	370	30	2115	15	667	70	12113	00	850	400	631	
	岡崎市	77	14	41	11	41	13	00	00	410	20	3115	15	182	20	12113	00	63	70	359	
	一宮市	33	23	330	00	10	30	00	00	140	00	1216	16	462	1	1145	50	1021	90	383	
	春日井市	11	17	22	32	55	12	00	630	30	1414	2540	20	940	120	1131	170	1130	170	426	
	豊田市	34	43	00	00	10	60	530	00	830	40	10447	4040	47176	20	1759	20	17537	370	816	
計		902	806	93	28	13	104	449	26	965	28	1,108	314	718	42	2,068	180	32	2,060	434	10,370

(注) 1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む。

2 2025年3月末現在

(資料) 環境局調べ

表12 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水 域	所 管	業種別内訳(件)																		事業場数(件)	
		畜産農業	食料品製造業	織維工業	木製品製造業	パルプ・紙製造業	化学工業	窯業	鉄鋼業	機械製造業・	浄水施設	旅館	飲食店	洗浴場	病院	車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ処理場	下し水尿道処理未設施及場	その他	
木曽川	愛知県一宮市	00	10	00	00	10	00	00	02	10	11	00	10	00	00	00	00	00	120	020	20
名古屋港・庄内川等	愛知県名古屋市	140	634	80	00	10	183	281	60	9821	00	403	240	55	30	72	59	11	30419	1728	642
	名古屋市	00	40	00	00	03	10	00	00	01	00	30	07	70	00	10	00	00	190	928	77
	一宮市	22	96	00	00	00	00	00	00	01	00	07	07	00	00	10	00	00	280	228	63
	春日井市	00	21	00	01	44	40	00	35	11	04	09	61	11	11	19	11	539	9141	141	
名古屋市内	愛知県名古屋市	22	19	06	00	00	00	00	00	05	00	20	33	00	00	03	00	00	230	028	39
	名古屋市	22	96	00	00	00	00	00	00	01	00	77	00	00	00	10	00	00	280	2263	63
衣浦湾・境川等	愛知県名古屋市	60	280	00	00	10	170	90	20	960	00	269	03	72	24	00	1010	070	318	000	00
	名古屋市	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	000	000	00
	岡崎市	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	000	000	00
	豊田市	11	50	00	00	00	00	00	310	00	15	05	00	13	20	02	00	153	3067	667	
矢作川	愛知県岡崎市	112	83	00	10	00	20	00	220	00	51	00	20	00	00	00	00	00	461	1102	102
	豊田市	20	32	10	00	20	00	00	230	00	94	00	00	10	00	00	00	231	2291	91	
	豊田市	00	50	00	00	20	320	00	240	00	1415	00	00	00	00	00	00	133	6136	136	
渥美湾・豊川等	愛知県豊橋市	4826	2020	51	00	00	63	228	317	260	00	395	64	73	01	21	00	560	2123	223	
	岡崎市	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	000	000	00
	天竜川	00	00	00	00	00	00	30	00	00	00	10	00	00	00	00	00	00	40	008	8
小計	愛知県岡崎市	8126	12120	161	00	41	443	115	2491	1114	4415	1313	1113	1113	1113	1113	1113	1113	15461	271,352	27
	名古屋市	00	40	00	01	80	30	50	320	10	90	06	00	30	20	10	30	3319	145	145	
	豊橋市	26	201	00	10	30	80	10	170	00	54	30	71	112	00	00	00	3512	156	156	
	岡崎市	22	32	20	10	00	20	00	230	00	94	00	00	119	20	20	20	312	9191	91	
	一宮市	22	96	00	00	00	00	00	01	00	77	00	00	01	00	00	00	00	302	665	
	春日井市	00	21	00	01	44	40	00	351	01	449	61	119	119	119	119	119	119	539	9141	141
計		112	169	26	1	7	60	91	17	412	3	163	88	30	22	21	69	6	776	80	2,153

(注) 1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む。

2 2025年3月末現在

(資料) 環境局調べ

表13 項目別排水基準超過の状況（2024年度）

検査項目 (略号)	検査件数	排水基準 超過件数	超過割合 (%)	
有害物質	カドミウム及びその化合物	12		
	シアソ化合物	29		
	有機燐化合物			
	鉛及びその化合物	26		
	六価クロム化合物	38		
	砒素及びその化合物	10		
	水銀及びアルキル水銀			
	その他の水銀化合物			
	アルキル水銀化合物			
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)			
	トリクロロエチレン	4		
	テトラクロロエチレン	4		
	ジクロロメタン	2		
	四塩化炭素	3		
	1,2-ジクロロエタン	1		
	1,1-ジクロロエチレン	1		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1		
	1,1,1-トリクロロエタン	4		
	1,1,2-トリクロロエタン	1		
	1,3-ジクロロプロペン			
	チウラム			
	シマジン			
	チオベンカルブ			
	ベンゼン			
	セレン及びその化合物	2		
	ほう素及びその化合物	34		
	ふつ素及びその化合物	69		
	アンモニア、アンモニウム化合物			
生活環境項目	亜硝酸化合物及び硝酸化合物	36		
	1,4-ジオキサン	1		
	水素イオン濃度(pH)	442	6	1.4
	生物化学的酸素要求量(BOD)	359	17	4.7
	化学的酸素要求量(COD)	445	2	0.4
	浮遊物質量(SS)	433	6	1.4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	10		
	フェノール類含有量			
	銅含有量	21		
	亜鉛含有量	77	1	1.3
	溶解性鉄含有量	2		
	溶解性マンガン含有量	3	1	33.3
	クロム含有量	40	1	2.5
大腸菌群数		3		
窒素含有量		464	1	0.2
燐含有量		464	3	0.6
その他		6		
計(延べ件数)		3,047	38	1.2

(注) 検査件数は排出水に係るもののみである。

表 14 ゴルフ場排出水農薬調査の結果について（2024 年度）

区分	調査実施ゴルフ場数	延べ検体数		
		指針値超過	分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	8	0	28	14
殺菌剤	20	0	96	39
除草剤	7	0	37	23
植物成長調整剤	2	0	3	3
全 体	20	0	164	79

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 水質汚濁防止法政令市（岡崎市（3 ゴルフ場）、春日井市（2 ゴルフ場）及び豊田市（6 ゴルフ場））を含む県内 20 調査対象ゴルフ場の調査結果

(資料) 環境局調べ

表15 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 ① (人)	処理区域		普及率 ②/① (%)
		面積 (ha)	人口② (人)	
名古屋市	2,299,876	28,480.0	2,286,300	99.4%
豊橋市	364,737	4,978.4	276,553	75.8%
岡崎市	381,638	5,955.4	343,594	90.0%
一宮市	375,827	4,368.7	263,335	70.1%
瀬戸市	125,786	1,385.3	90,579	72.0%
半田市	115,835	1,873.5	103,646	89.5%
春日井市	305,249	3,281.6	215,508	70.6%
豊川市	185,441	3,488.3	164,116	88.5%
津島市	59,335	485.4	26,317	44.4%
碧南市	72,111	1,446.3	66,935	92.8%
刈谷市	152,844	2,282.1	143,450	93.9%
豊田市	415,138	5,828.0	326,171	78.6%
安城市	187,500	2,563.2	157,225	83.9%
西尾市	169,284	2,980.4	132,153	78.1%
蒲郡市	77,159	1,355.0	60,360	78.2%
犬山市	71,067	1,134.0	51,433	72.4%
常滑市	58,637	1,189.4	32,939	56.2%
江南市	97,928	667.1	42,773	43.7%
小牧市	148,674	2,385.3	117,329	78.9%
稻沢市	132,435	1,088.8	64,766	48.9%
新城市	42,004	500.4	17,300	41.2%
東海市	113,242	1,660.2	98,709	87.2%
大府市	93,312	1,308.5	79,114	84.8%
知多市	82,797	1,510.5	80,257	96.9%
知立市	72,557	730.4	52,692	72.6%
尾張旭市	83,606	1,043.5	74,828	89.5%
高浜市	48,966	633.3	35,839	73.2%
岩倉市	47,700	462.5	37,315	78.2%
豊明市	67,768	841.2	56,174	82.9%
日進市	94,260	1,060.8	74,560	79.1%
田原市	58,204	933.6	32,923	56.6%
愛西市	60,228	463.1	24,321	40.4%
清須市	68,781	362.9	23,866	34.7%
北名古屋市	85,822	657.1	48,553	56.6%
弥富市	43,366	402.3	23,226	53.6%
みよし市	61,345	980.1	51,617	84.1%
あま市	88,189	556.3	33,748	38.3%
長久手市	61,381	803.2	55,455	90.3%
東郷町	43,903	544.5	36,559	83.3%
豊山町	15,971	252.5	12,948	81.1%
大口町	23,998	668.9	23,397	97.5%
扶桑町	34,917	286.7	19,137	54.8%
大治町	33,581	122.6	8,814	26.2%
蟹江町	36,737	348.9	26,195	71.3%
阿久比町	28,042	376.2	24,088	85.9%
東浦町	49,818	671.4	43,260	86.8%
武豊町	43,312	670.3	35,390	81.7%
幸田町	41,965	768.0	36,025	85.8%
設楽町	4,005	48.8	728	18.2%
東栄町	2,635	98.0	1,410	53.5%
その他の都市	41,488		0	0.0%
計	7,470,401	96,983	6,133,930	82.1%
計(名古屋市を除く)	5,170,525	68,503	3,847,630	74.4%

1 処理区域面積は2025年3月31日現在の数値。

2 行政人口及び処理区域内人口は2025年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。

3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる

地域で、下水道法第九条第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域

(資料) 建設局調べ

表16 流域下水道の供用状況

流域下水道名	処理場名	構成市町	供用開始年度	処理区域面積(ha)	処理区域人口(人)	処理能力(m ³ /日)
矢作川流域下水道	矢作川浄化センター	岡崎市、豊田市、安城市 西尾市、幸田町	1992	14,949 16,469	826,790 858,301	303,800 467,000
境川流域下水道	境川浄化センター	刈谷市、豊田市、安城市 大府市、知立市、豊明市 みよし市、東郷町、東浦町	1989	9,334 12,375	578,215 675,996	212,600 372,600
衣浦西部流域下水道	衣浦西部浄化センター	半田市、知多市、阿久比町 東浦町、武豊町	1991	3,545 3,818	206,249 212,036	84,600 112,100
衣浦東部流域下水道	衣浦東部浄化センター	碧南市、安城市、高浜市	1996	2,540 3,008	117,466 132,490	41,300 78,000
豊川流域下水道	豊川浄化センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市 新城市	1980	5,418 6,583	241,338 222,600	100,000 106,900
五条川左岸流域下水道	五条川左岸浄化センター	犬山市、小牧市、岩倉市 大口町	1987	3,767 5,499	175,973 204,017	91,200 129,500
日光川上流流域下水道	日光川上流浄化センター	一宮市、稻沢市	2000	3,222 4,261	199,565 227,440	68,600 147,600
五条川右岸流域下水道	五条川右岸浄化センター	一宮市、犬山市、江南市 岩倉市、大口町、扶桑町	2001	2,427 4,010	139,951 187,100	36,000 88,000
新川東部流域下水道	新川東部浄化センター	北名古屋市、豊山町	2007	910 1,746	61,501 97,300	18,530 41,200
日光川下流流域下水道	日光川下流浄化センター	津島市、稻沢市、愛西市 弥富市、あま市、大治町 蟹江町	2009	2,205 4,664	132,787 242,900	36,150 133,750
新川西部流域下水道	新川西部浄化センター	稻沢市、清須市、北名古屋市	2012	390 1,512	26,142 70,700	8,800 34,600

(注) 表の数字については、それぞれ以下のとおり。

上段：2025年4月1日現在の現況値

下段：2025年4月1日現在の基本計画値

(資料) 建設局調べ